

徳島県人事委員会告示第七号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和二年十一月十二日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年十一月二十日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（短期大学卒業程度）採用候補者名簿	令和元年十一月二十二日
徳島県職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	令和元年十一月二十二日
徳島県市町村立小・中学校職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	令和元年十一月二十二日